

# 大阪市地域振興会組織要綱

制 定 昭 50.3. 29

最近改正 平 14.4. 1

## 1 目 的

本会は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのある町づくりに努めるとともに、市区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進と、その向上を図る。

## 2 組 織

### (1) 構 成

ア 振興町会は、概ね町（丁目）の区域に居住する者又は事務所、事業所、営業所等を有する者をもって構成し、その世帯（事務所、営業所等を有する者を含む。以下同じ。）の数は、原則として150世帯以上とする。

イ 振興町会は、その区域を分けて班を設ける。班は、概ね20世帯をもって構成する。

ウ 連合振興町会は、概ね小学校区域内の振興町会をもって構成する。

エ 区地域振興会は、区内の連合振興町会をもって構成する。

オ 市地域振興会は、区地域振興会をもって構成する。

カ 振興町会及び連合振興町会を新設、分割又は併合する場合は、区地域振興会を経て市地域振興会の承認を受けるものとする。

### (2) 名 称

ア 振興町会は、当該町（丁目）を冠して大阪市〇〇区〇〇連合〇〇振興町会とし、又は一連番号を付して大阪市〇〇区〇〇連合第〇〇振興町会という。

イ 班は、一連番号を付して〇〇振興町会第〇班又は第〇振興町会第〇班という。

ウ 連合振興町会は、地域名（概ね小学校名）を冠して大阪市〇〇区〇〇連合振興町会という。

エ 区地域振興会は、行政区名を冠して大阪市〇〇区地域振興会という。

オ 市地域振興会は、大阪市地域振興会という。

## 3 任 務

(1) 振興町会は、本会の目的を達成するための活動単位とする。

(2) 班は、本会の目的を達成するための活動体とする。

(3) 連合振興町会は、振興町会及び区地域振興会との連絡調整を図り、事

業の計画・推進並びに助成にあたる。

- (4) 区地域振興会は、連合振興町会及び市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画・推進並びに助成にあたる。
- (5) 市地域振興会は、区地域振興会との連絡調整を図り、事業の審議、研究、計画及び助言にあたる。
- (6) 市地域振興会又は区地域振興会は、日本赤十字社大阪府支部市地区本部、又は区地区との連絡を図り、日本赤十字社の事業の円滑な運営に協力する。
- (7) 本会は以上のほか、次の任務を行う。
  - ア 赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。
  - イ 本会と目的を一にする他の団体と連絡調整し、相互の事業の円滑な運営を図る。

#### 4 役 員

##### (1) 種 類

- ア 班に班長 1 名を置く。
- イ 振興町会、連合振興町会及び区地域振興会にそれぞれ会長 1 名、副会長若干名及び会計監事 2 名以内を置く。
- ウ 市地域振興会に会長 1 名、副会長若干名及び常任委員若干名を置く。

##### (2) 選任方法

###### ア 班

班 長 会員の推薦による。

###### イ 振興町会

会 長 班長会の推薦による。

副 会 長 会長が、班長会の同意を得てこれを選任する。

会計監事 班長の互選によりこれを定める。

###### ウ 連合振興町会

会 長 振興町会長会の推薦による。

副 会 長 会長が、振興町会長会の同意を得てこれを選任する。

会計監事 振興町会長の互選によりこれを選任する。

###### エ 区地域振興会

会 長 連合振興町会長会の推薦による。

副 会 長	会長が、連合振興町会長の職にある者の中から、連合振興町会長会の同意を得てこれを選任する。
会計監事	連合振興町会長の互選によりこれを定める
才 市地域振興会	
会 長	区地域振興会長会の推薦による。
副 会 長	会長が、区地域振興会長の職にある者の中から、区地域振興会の同意を得てこれを選任する。
常任委員	区地域振興会長の互選によりこれを定める。

#### (3) 委 嘴

振興町会、連合振興町会又は区地域振興会の役員に選任されたときは、市地域振興会長への届出により、振興町会又は連合振興町会の役員にあっては区地域振興会長が、区地域振興会長にあっては、市地域振興会長が委嘱する。

#### (4) 任 期

- ア 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- イ 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- ウ 特別の事情があるときは、市地域振興会役員会の決議により、役員の任期を1年以内に限り延長することができる。

### 5 役員会

#### (1) 構 成

- 役員の構成は、次に定めるところによる。ただし、必要に応じ女性部長を加えることができる。
- ア 振興町会役員会は、振興町会正・副会長及び班長をもって構成する。
- イ 連合振興町会役員は、連合振興町会正・副会長及び振興町会長をもって構成する。
- ウ 区地域振興会役員は、区地域振興会正・副会長及び連合振興町会長をもって構成する。
- エ 市地域振興会役員会は、市地域振興会正・副会長及び区地域振興会長をもって構成する。
- オ 市地域振興会常任委員会は、市地域振興会正・副会長及び常任委員をもって構成する。

#### (2) 運 営

役員会は必要に応じそれぞれの会長が招集し、座長となる。

## 6 会 費

本会運営のため必要に応じ、会費を徴収することができる。

## 7 会 計

(1) 振興町会、連合振興町会及び区地域振興会の予算及び決算は、それぞれの役員会で承認を得るものとする。

(2) 会計年度は、毎年4月に始まり翌年の3月をもって終わる。

## 8 部 制

(1) 本会の円滑な運営を図るため振興町会、連合振興町会及び区地域振興会に次の部を置く。ただし、市地域振興会と協議のうえ、必要に応じ次に掲げる部以外の部を置くことができる。

ア 総務部 イ 会計部 ウ 協力部 エ 社会福祉部

オ 環境衛生部 カ 災害救助部 キ 女性部

(2) 前号に掲げる部のうち、協力部及び女性部を除く部の部長は、振興町会にあっては班長会が、連合振興町会にあっては振興町会長会が、区地域振興会にあっては連合振興町会長が推薦する役員の中から、それぞれの会長が指名する。

(3) 協力部の部長は、それぞれの会長が兼務する。

(4) 女性部長は、振興町会にあっては女性会員から、連合振興町会にあっては振興町会女性部長の中から、区地域振興会にあっては連合振興町会女性部長の中から、それぞれ互選する。

## 9 その他

本会の組織、構成員並びにそれぞれの役員をもって、大阪市赤十字奉仕団の組織、構成員並びにそれぞれの役員とする。

附 則 この要綱は、昭和50年6月1日から実施する。

附 則 この改正要綱は、昭和55年1月1日から施行する。ただし、区地域振興会会計監事及び会計に関する改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。